

訪問看護新聞 11月号

訪問看護の一部紹介いたします

地域における訪問看護の経緯

- 1992年4月～老人保健法の訪問看護制度開始
- 1994年10月～健康保険法の訪問看護制度開始
- 2000年4月～介護保険法の居宅サービス事業者として訪問看護開始
高齢者介護は家族だけの問題でなく社会全体の問題として
制度化 成年後見人制度も開始
- 2012年4月～障がい者総合支援法
- 2014年4月～精神科訪問看護は介護保険から医療保険給付

訪問看護は医療保険や介護保険の他に障害福祉サービス
小児から高齢者まで地域で生活する利用者が対象になります。

訪問看護師の活動とは

- 看護師などが住まいを訪問し療養生活をおくっている方の看護を行う
- 本人や家族の意思、ライフスタイルを尊重してQOL(生活の質)QOD(質の高い死)が向上できるように予防的支援から看取りまでを支える
- 本人のみならず、家族の健康状態もチェックし一人ひとりの健康課題を早期に見出し、主治医と連携して病気の発症や重症化を防止する

	介護保険利用時	医療保険利用時
40歳未満	介護保険対象外のため、利用不可	医師の診断で訪問看護の必要性が認められた人が利用可能
40歳以上65歳未満	がんやパーキンソン病などの一部疾患(16特定疾患)の対象者で、かつ要支援・要介護と認定された人が利用可能	医師の診断で訪問看護の必要性が認められ、かつ(1)16特定疾患の対象ではない、もしくは(2)16特定疾患の対象であっても、介護保険の要支援・要介護に該当しない人が利用可能
65歳以上	要支援・要介護と認定された人が利用可能	医師の診断で訪問看護の必要性が認められ、かつ要支援・要介護認定に該当しない人が利用可能

在宅で療養する方は

- 脳血管障害後遺症
 - アルツハイマー病やその他の認知症
 - 骨粗鬆症・圧迫骨折・大腿骨頸部骨折等運動器疾患
 - 神経難病　・悪性腫瘍末期　・糖尿病
 - 慢性呼吸不全　・慢性心不全　・慢性腎不全等
- 高齢の慢性疾患が多い
基礎疾患のうえにさまざまな疾患を併発している

訪問看護内容

看護展開のための知識・技術として
療養生活の支援、フィジカルアセスメント、服薬管理
医療処置別の知識・技術として
経管栄養法、中心静脈栄養法、スキンケアと褥瘡ケア
ストマケア、在宅人工呼吸療法など
対象別の知識・技術として
急変時、がん、認知症、精神、小児、難病、慢性疾患
エンド・オブ・ライフケア

最期まで在宅療養を支える仕事をしています

訪問看護師として

エンド・オブ・ライフ・ケア

(End of Life Care) を考えるとき

生命に関わる病気や状態になったときあなたは？

ライフ (Life) は生命・生活・人生を指し

エンド (End) はその最後を意味します

突然か？ 徐々にか？ 自分が！ 親が！ 子供が！ 家族が！

自立した生活が困難になったときあなたは？

判断力や管理が困難になった時あなたは？

どこで、どんな人生を考えていますか!?

ここがとても大事だと考えます